研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 元年 6 月 2 5 日現在

機関番号: 15401 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2014~2018

課題番号: 26870403

研究課題名(和文)行政による死因調査の法的意義の解明

研究課題名(英文)Research on the legal meaning of administrative gathering information about the cause of death

研究代表者

折橋 洋介(ORIHASHI, Yosuke)

広島大学・社会科学研究科・准教授

研究者番号:40711312

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文): 今日のわが国においては,殺人事件における司法解剖のような刑事手続としての死 因調査に限らず,監察医制度を含め,ひろく行政による死因に関する情報の調査取得に関する制度についての議 論の深化が求められている。 このような問題関心から,本研究においては,現行の死因調査に関する法制度の検討,行政において死因調査

を担う機関に関する検討を中心におこなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義 今日のわが国においては,殺人事件における司法解剖のような刑事手続としての死因調査に限らず,監察医制度を含め,ひろく行政による死因に関する情報の調査取得に関する制度についての議論の深化が求められてい

このような問題関心から,本研究においては,現行の死因調査に関する法制度の検討,行政において死因調査を担う機関に関する検討を中心におこなった。

このことは将来の死因調査機関のあり方を含む死因調査法制のあり方の検討に資するものと考える。

研究成果の概要(英文): At the present time in Japan, deepening of argument about the investigation system for the cause of death is desired. It is not only criminal proceedings, but also

administrative procedure including the medical examiner system.
For this perspective, in this study, the present legal system about the cause of death investigation, an investigation administrative agency is analyzed.

研究分野: 行政法学

キーワード: 死因調査 行政調査

様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

1.研究開始当初の背景

平成 24 年,死因究明等の推進に関する法律(平成 24 年法律第 33 号)及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成 24 年法律第 34 号)が制定された(もっとも,死因究明等の推進に関する法律は2年の限時立法であった。)。

死因究明等の推進に関する法律は「我が国において死因究明及び身元確認の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み,死因究明等の推進に関する施策についてその在り方を横断的かつ包括的に検討し及びその実施を推進するため,死因究明等の推進について,基本理念,国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるととともに,必要な体制を整備することにより,死因究明等を総合的かつ計画的に推進すること」を目的とし(同法 1 条),同法 2 条において,次の 3 つの理念を掲げていた。

死因究明の推進は,死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み,死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

死因究明の推進は,高齢化の進展等の社会情勢の変化を踏まえつつ,人の死亡が犯罪行為に起因するものであるか否かの判別の適性の確保,公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的の適切な実現に資するよう,行われるものとする。

身元確認の推進は,身元確認が,遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに,国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

そして,本研究開始当初にあっては,死因究明等の推進に関する法律に基づき,内閣府に死因究明等推進会議が設置され(死因究明等の推進に関する法律8条1項),死因究明等推進計画案当に関する議論が進められる状況にあったが,その進捗状況は必ずしも芳しいもののようには思われなかった。

その一因として,仮に死因究明制度を刑事手続に重点を置くものではなく行政調査手続の中に位置付けるとした場合の,行政による死因調査の法的意義についての議論が十分に成熟していないことがあるのではないか,というのが本研究開始当初における主たる動機であった。

2.研究の目的

死因究明制度を刑事手続に重点を置くものではなく行政調査手続の中に位置付けるとした場合の,行政による死因調査の法的意義についての議論を多少とも深化させることが本研究の目的であった。

そこで,まず本研究では,犯罪死か否かの振分時点における死因調査ないし情報の取得を行う法的仕組みが行政調査手続の中に位置付け得ることを明らかにし,もって将来の死因調査制度のあり得べき立法政策論を議論していくための行政法学の考察対象として死因調査を打ち立てるとともに,行政による死因調査がいかなる法的意義を有するのかを検討することを課題とした。

3.研究の方法

具体的には,次の6つの分析を柱とした。

死因調査制度の史的分析

文献学的手法を用いる。

国立国会図書館や大学図書館,古書籍等から資料収集及び分析を行う。

他の実定行政調査手続の構造分析

国立国会図書館提供のサービスや電子政府の総合窓口等から現行法の状況をもとに調査する。

行政調査論の理論的分析

行政調査論に関する先行研究を踏まえ,情報を鍵概念とした分析を加える。

現行の死因調査制度の実態把握

死体解剖保存法に基づき,限られた地域でした現在実施されていない監察医制度,そして死 因調査関連新法による死因調査の全国展開について調査する。

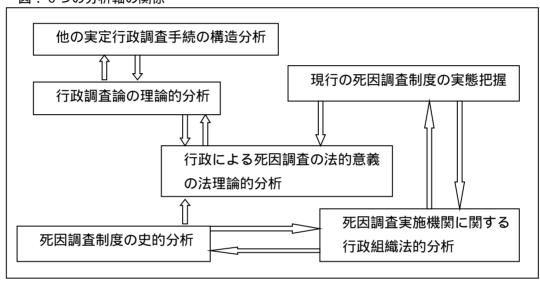
死因調査実施機関に関する行政組織法的分析

行政による死因調査は,厚生労働省,警察庁,法務省,さらには都道府県等,どういった行政機関が実施機関として所掌すべき事務であるのか,行政組織法的分析を行う。

行政による死因調査の法的意義の法理論的分析

これにはいくつかの視角が考えられるが、一つには、行政による死因調査の法的意義を分析し解明につなげる鍵概念として死因調査の結果として得られた情報の法的性質の分析が挙げられる。死因調査情報が公益としてのみ利用されるのか、もしくは私益的な利用にも供することが認められるのかといった点から検討を進め、行政による死因調査がいかなる法的利益のために実施されるのかについて明らかにすることを目指す。そのほかの視角そのものの検討を含め、なるべく多角的な分析を行う。

図:6つの分析軸の関係



4. 研究成果

本研究の特徴として現行の死因調査に関する法制度の検討を行政法学の観点から進めたことは,今後の当該分野の研究の進展を図るうえでの法学分野からの拠り所となり得るものであり, その意義は大きい。

本研究を開始した 2014 年度から 2018 年度にかけて ,死因究明制度に関する政府や関係学界等における議論はさまざまにその環境を含めて変化し ,その一方で実務面及び理論面での進展というのはさほど認められないのではないだろうか。そうした中にあって ,本研究ではとりわけ死因調査実施機関に関する行政組織法的分析において ,監察医制度を含め ,医療 ,公衆衛生の観点からの検討の重要性を認める。ただし ,本研究開始後に全国で展開されることとなった各自治体におけるいわゆる死因究明等推進協議会における議論については十分な調査を行うことができず ,現行の死因調査制度の実態把握には不十分な結果となっている。

しかしながら,本研究開始当初はそこまで重要視していなかった史的分析の面では,古書籍類の文献調査を行うなかで,第二次世界大戦後の監察医制度以降のみならず,一般にいう近代法制度の導入よりも以前の,徳川時代以前におけるわが国の死因調査制度こそいま丁寧に調べておくことが将来の制度設計において重要なのではないかという視座を得た。このことは当初予定していなかった大きな収穫であった。現代に脈々とつながる文化や歴史といったものも検討した上で,より良い死因調査制度,体制の構築が図られるべきであろう。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

<u>折橋洋介</u>,診断情報の共有と個人情報の目的外利用,季報情報公開・個人情報保護,査読無,56号,2015,21-24

折橋洋介,京都府個人情報保護条例に基づく変死体等取扱報告の遺族による開示請求,季報

情報公開・個人情報保護, 査読無, 53号, 2014, 11-16

[学会発表](計5件)

折橋洋介,行政による死因調査の位相,日本法哲学会,2018

<u>折橋洋介</u>,(指定コメント)日本の死因究明制度の現状とこれから,第2回広島医療社会科学研究会,2018

<u>折橋洋介</u> (パネリスト)現代医療と社会科学の役割,広島医療社会科学研究センター開設記念シンポジウム,2016

 $\underline{\text{析橋洋介}}$, 行政法学における死因調査の諸相と位相,第 100 次日本法医学会学術全国集会, 2016

<u>折橋洋介</u>,行政による事故調査制度の現状—消費者安全調査委員会と運輸安全委員会を念頭に-,第 77 回六本木研究会,2016

[図書](計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権類: 種号: 番願年: 国内外の別:

取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種号: 番号: 番号(年) 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織

(1)研究分担者 研究分担者氏名:

ローマ字氏名: 所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者 研究協力者氏名: ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。